

**令和5年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算
・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る処遇改善
計画書作成の留意事項について**

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る処遇改善計画書（以下「計画書」という。）については、あらかじめ本留意事項及び別添通知等を確認していただいたうえで作成し、提出してください。

記

1. 令和5年度から新たに加算を算定する場合または令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合は、**事業所ごとに**、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書※（以下「加算届出書」という。）及び体制等状況一覧表の提出が必要です。
※「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」または「地域密着型サービス事業費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」
2. 横須賀市以外に所在する事業所を含めて計画書を作成する場合は、その事業所の所在する自治体（指定権者）に対しても届出が必要となります。
3. 他自治体に所在し、横須賀市の利用者を受け入れている事業所は、当該自治体（指定権者）と併せて、横須賀市に対しても計画書の提出が必要です。
また、横須賀市にある事業所が、他自治体の利用者を受け入れている場合は、横須賀市と併せて、当該他自治体へ計画書の提出が必要となります。詳しくは、各自治体（指定権者）へお問い合わせください。
4. 介護老人福祉施設の**空床を利用した**短期入所生活介護については、介護老人福祉施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている場合、一体的に運営している短期入所生活介護についても介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件を満たしているものとして届出が可能です。
5. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を新たに算定する（区分を変更する）場合は、当該加算を算定するための要件となっているサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）等を算定している必要があります。

6. 就業規則又は給与規程（就業規則とは別に作成している場合）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書の写し等）については提出不要ですが、計画書の審査時に提出を求める場合がありますので、事業所において適切に保管してください。

7. 「令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書管理票」については提出不要ですが、受領書を希望される場合は返信用封筒1部を添付のうえ、提出してください。
ただし、留意事項1の加算届出書（令和5年度から新たに加算を算定する場合または令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合）には、管理票及び返信用封筒の添付が必要になります。

8. 書類の作成に当たっては、金額の整合性がとれるように、また、必要事項の記載漏れがないように十分に注意してください。

9. 計画書等の提出書類に、法人代表者印の押印は不要ですが、必ず法人代表者が計画書等の内容を確認したうえで提出してください。